

議案第36号

湯梨浜町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 16 年湯梨浜町条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|------------------------|--|---------------|
| (名称及び位置) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 | | (名称及び位置) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 北浜体育館 | 湯梨浜町大字田後745番地 <u>5</u> | 北浜体育館 | 湯梨浜町大字田後745番地 |
| 略 | | 略 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。